

あの注入軟膏が使えなくなった。 もう力めないかも・・・

一般社団法人山口県薬剤師会
常任理事 寺戸 功

一体、何があったの？

2010年3月10日、JADA（日本アンチ・ドーピング機構）のホームページに糖質コルチコイドの痔疾患治療の外用薬使用に関する注意喚起という文章が記載されました。今まで、全世界・全スポーツの国際基準である禁止表国際基準の「S9. 糖質コルチコイド」には「・・・肛門周囲の疾患に対する局所使用は禁止されず、・・・」と記載されていました。それにより、糖質コルチコイドを含有する痔疾患治療の外用薬（軟膏、注入軟膏、および坐剤）は禁止されないと解釈されてきました。2011年禁止表国際基準からは禁止される使用経路のみが記載されることとなり、前述の記載は削除されましたが、2011年禁止表の注釈において「糖質コルチコイドの禁止される使用経路に関しては、2010年禁止表のままです。」と説明されたために、糖質コルチコイドを含有する痔疾患治療の外用薬（軟膏、注入軟膏、および坐剤）は禁止されないと解釈は変更されていませんでした。

しかしながら、JADAも参加している薬の検索システム「Global DRO」において、糖質コルチコイドを含有する痔疾患治療の外用薬のうち注入軟膏および坐剤の解釈についてJADAと他国との間に齟齬があることが判明しました。WADA（世界アンチ・ドーピング機構）の見解を問い合わせたところ、糖質コルチコイドを含有する痔疾患治療の外用薬のうち注入軟膏および坐剤については、「経直腸使用」として禁止方法に該当するとの回答が得られたために変更に至ったわけです。



気を付けよう！！

- ①糖質コルチコイドを含有する痔疾患治療の外用薬のうち注入軟膏および坐剤については「経直腸使用」として競技会（時）において禁止されます。
- ②糖質コルチコイドを含有する痔疾患治療の外用薬のうち、注入軟膏および坐剤を競技会（時）に治療目的で使用する場合は、治療使用特例（TUE）が必要です。
- ③TUE申請書は医師の診断や所見の記入が必要ですので、医師の診断なく市中の薬局や薬店で購入した製品（OTC薬）はTUE申請ができません。

購入使用前に必ずスポーツドクターやスポーツファーマシスト等の専門家へ確認してください。なお肛門に塗布する糖質コルチコイドを含有する痔疾患治療の軟膏については、従来どおり禁止されませんのでTUEは不要です。

JADA ホームページより 2016. 3. 10

- ・痔の薬（糖質コルチコイドを含有する）は肛門に塗るタイプの軟膏のみ、使用可能です。
- ・他のタイプを使用する場合は医師の診断のうえTUE申請が必要になります。
- ・自分で勝手に薬局等で購入したものについてはTUE申請できないので注意してください。

